

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 発行日：2016年11月30日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp 電話 080-4865-3159(稲垣)
Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>

No.3



2016年9月7日 第4回口頭弁論当日朝、東京地裁前の事前集会で訴える井戸川克隆氏と支援者。

特集■井戸川裁判(福島被ばく訴訟) 第4回口頭弁論 福島被ばく損害賠償請求事件*注

井戸川裁判とは、被告東電・国の過失責任を問う裁判であり、
裁判の核心となるのは「責任」「注意義務」「保護法益」の3点である。(口頭弁論報告より)

第4回口頭弁論/報告集会

開催報告・傍聴記・上申書概要	……	p.3
古川元晴弁護士 講演	……	p.4
井戸川克隆氏 講演	……	p.2 コラム

*注：訴訟の正式名称

コラム 俺の話をお聴け！ 原発と原発事故は“ウソ”の塊 ～第4回口頭弁論報告会講演より～ 井戸川克隆

おかげさまで、ようやく第4回口頭弁論が実行できました。支援者の皆様には大変ご心配をおかけしました。お礼を申し上げます。

かねてより、旧弁護団とは信頼関係が築けないまま、裁判を開始してしまいました。何事も周到な準備が整わないと、継続し結果を出すことができません。

この悩みを抱えながら閉塞状態でいたところ、古川元晴弁護士との出会いが私を変えました。悩みを聞いてくださった古川先生が、後を引き受けることを快諾してくださり、口頭弁論に繋がりました。古川先生を中心に7名で構成された弁護団で、今後の裁判を継続することになりました。新しい弁護団と共に手を携えて、必勝の構えで邁進してまいりますので、一層のご支援、ご指導をお願いします。

皆さんは原発事故の名称の不確かさにお気づきですか。事故そのものを「発災」「事象」とする表現を多く目にしたと思います。また東電は、「メルトダウン」を「炉心損傷」と言い続けました、事故直後から注水不能になり、メルトダウンを想定していたのに、東電は隠すことにしたのでしょうか。

事故前には、毎日、原発の多数のトラブルの報告を受けていました。軽微なものは国、県、地元立地町だけになります。重大なものはマスコミに知らせます。いわゆる公表です。この公表には順番があり、最初に国の規制機関と協議をしていたようです。了解が出れば県に報告します。次に私の町に説明に来ます。この時には、上部機関の了解済みですので、私は報告を受けるだけになります。通常は、午後4時頃に記者会見をしていました。逆算すると、町には大体午後3時頃に報告に来たので、県にはその前に、国にはもっと前に報告と文言の協議がなされていたように記憶しています。県民と国民の皆さんがトラブルを知らされたのは、だいぶ遅れてから報道機関によって周知されていました。

今回の東電福島第一原発事故の大きな特徴は、この流れを踏襲したために、非常事態にも関わらずパニックになっていた官邸と県庁の作為的な判断で、正しい情報が示されていなかったことです。その表れが有名な枝野発言です。「直ちに影響がありません」と発信したのは、正しい表現ではありません。菅総理が原子力緊急事態宣言を発令したら、官房長官が「直ちに影響はありません」と発表する前に、速やかにやらなければならない事がありました。それは、原子力災害対策特別措置法第23条に明記されている「オフサイトセンターに原子力災害合

同対策協議会の召集と開催をしなければならない」ということです。

この会議には、浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・広野町の6町の副町長が集い、スピーディ情報を基に「屋内退避・避難の決定及び解除」、「ヨウ素剤服用の指示の決定」、「飲食物摂取制限の決定及び解除」、「事故収束のために取るべき措置」、「緊急事態解除宣言を出すべきとの具申」、その他現地対策本部長が必要と認めた事項を協議することとなっていました。もうお分かりになられたでしょう。事故発生以来、官邸が発表してきたことは勝手な発表だったのです。官邸は何を血迷ったのか、決められた手順通りにはやらなかったのです。このため、多くの国民・県民は正しい情報の提供なしに「直ちに影響がありません」という、何の根拠もない官房長官の発言に迷わされてしまったのです。この発言の落としどころは見つかりません。福島県民とボランティア活動をされた方々には、底なしの被ばくの推奨がされてしまったのです。広島・長崎で起った入境被ばくが福島でも起きてしまいました。

私達は、「原子力災害対策特別措置法第13条(防災訓練に関する国の計画)」に基づいて、総合的な防災訓練をしていました。その法について記述します。

第13条には、
「第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第48条第1項の防災訓練…(中略)…は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であって次に掲げるものを含むものとする。

- ① 原子力緊急事態の想定に関すること
 - ② 第10条、第15条及び第23条の規定の運用に関すること
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項」
- となっています。

訓練ではこれを準用していました。2010年11月25、26日は、双葉町を会場にして、法の下に町民の避難訓練を実施しました。

当然、法第23条の通りオフサイトセンターには、国の原子力現地対策本部と県の現地対策本部が設置され、当然、原子力災害合同対策協議会を開催して、それぞれに情報収集と協議および指示を出しました。

困惑しているのは、実際の事故では、被害が最も大きい地元6町の参加のないままに、いろいろ決められたことで、東電と国が言う想定外を越えた「想定外」になっていることです。

支援者の皆さんは、「想定外」「直ちに影響がありません」の言葉に騙されないようにしてください。

原発と原発事故は“ウソ”の塊です。

井戸川裁判(福島被ばく訴訟) 第4回口頭弁論/報告集会

開催報告

2016年9月7日(水)、第4回口頭弁論当日、9時40分に東京地裁前にて事前集会を実施。世話人有志が掲げる幕と幟の下、通行人と約50名の支援者に、原告の井戸川克隆氏と共同代表の川根氏・亀屋氏が、被ばくや原発再稼働の問題、今なお続く避難の窮状を訴えた。

10時から第103号法廷にて開廷。

閉廷後11時半から、衆議院第一議員会館にて、川根眞也共同代表の進行で報告集会を次のように実施した。

◆開会挨拶：木村結共同代表「小泉元首相は、友達作戦による被ばくで米軍の海兵隊員が苦しんでいる事実を直に聞き、原発を推進してきた自分は間違っていたと気づき、全国の保守層に向け講演を行っている。きっかけは何であれ、私たちと到達点は一緒。新潟の泉田知事は、新潟日報の船舶売買契約に絡む損害賠償の記事が元で立候補を止めたが、新潟日報のスポンサーに東電がいることや、売買契約に新潟日報の子会社も絡むことから、脅かしや仕組みられたものとの推測ができる。全国の東電と国を相手取る被ばく裁判が、この新潟や鹿児島島の三反園知事の応援にもつながる。皆で声を上げていきましょう」

◆口頭弁論の報告

(1)古川元晴弁護士による上申書説明「井戸川さんが住民の権利義務について考えてきた意向を汲み取り、これまでの主張を再構成して説得力のある主張を行っていく。いよいよ具体的な準備書面を作成していく段階」

(2)古川史高弁護士による進行協議の説明「当方原告からの準備書面を3、4回に分けて1年程かけて順次提出していくことを、裁判所および国・東電が了解。年度内期日は、第5回が1月18日、第6回が3月22日」

(3)井戸川克隆氏(原告)「最も許せないのは、原子力安全保安院が解体され、わけの分からない規制委員会ができたこと。事故後、町長として精一杯頑張ったが、議会の不信任で辞職。これは不合理な事故、事件だと分かって欲しい。原子力賠償審査会(原賠審)のあり方もエネルギー庁も問題。原賠審は私たち被害者抜きで勝手に賠償基準を決めた。私たちの現在の姿が皆さんの反面教師となるはず。この戦いは野球ならまだ1回の表。これから裏の攻撃が始まり9回裏までである。テントが不法占拠なら、私たちの土地を放射能が不法占拠しているのはどうなのだ。町民の代表として訴訟を行い、町民が本当の被害に気づいて続くよう、露払いとして進んでいきたい」

休憩を挟み13時から、次の講演と挨拶があった。

◆講演：古川元晴弁護士 *詳細はp4講演報告参照

◆講演：井戸川克隆氏 *詳細はp2コラム参照

◆挨拶：菅野秀一氏(南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟原告団团长)「2014年12月28日に、「南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会」を立



口頭弁論報告。左から、井戸川克隆氏、古川元晴弁護士、古川史高弁護士。

ち上げた。強制解除後、我々の行政区には子どもは誰一人戻っておらず、学校も開校していない。原発事故は恐ろしい。それにより地域も家族も崩壊し、人間の力ではどうする事もできない。皆さん、脱原発にしましょう」

◆挨拶：小宮山泰子衆議院議員(会場確保にご協力)

◆閉会挨拶：亀屋幸子共同代表「経産省前テント広場は、9月の最高裁判決で敗訴し撤去された。テント広場の人達がいなければ、今の私はいない。国有地に数千万円を支払うのはおかしい事。テント広場は世界のいろいろな情報が入る所で、なくなるとは駄目な場所。自主避難はとても辛い。福島県にいる子ども達を甲状腺がん、白血病から守るため、皆さん共に頑張りましょう」

(篠崎幸恵 さいたま市在住 世話人・加須市在住 世話人)

傍聴記

2016年9月7日、東京地方裁判所103号法廷の傍聴席は満席で、10時ぴったりに始まりました。今回は、原告側が提出した上申書の全体像について裁判長より説明を求められ、原告代理人である古川元晴弁護士が説明を行いました。古川弁護士は、下記上申書概要にある基本的な3つの主張について述べました。(「上申書概要」第2項1、2、3。参照) その後、今後の裁判を進めるにあたっての事務的な確認があり、あっという間に閉廷となりました。今回は、新弁護士に代わって初めての口頭弁論です。前回と今回の2回傍聴しましたが、やっとこれから裁判が始まるのだという感じがしました。

(小林宏子 加須市在住 世話人)

上申書概要 *別紙「上申書」参照

第1 はじめに

原告は、被告東電及び被告国が、原告に対し連帯して不法行為に基づく損害賠償責任を負うことを主張。その法的構成については変更しない。基本的には従前の主張を維持する。

今後は、従前の主張において法的構成が不明確であった部分は明らかにし、また主張及び立証が不十分であった点については補充する。

原告が原発事故当時、地元自治体の首長であったという立場・観点を十分に踏まえ、損害論についての新たな主張を追加する。具体的には下記に分類、各項目について従前の主張を補充・追加し、被告らの主張(各準備書面記載)に対する反論を行う予定である。

第2 原告が今後予定する主張の具体的内容

1. 被告東電及び国の原発事故の未然防止に関する責任

(1) 被告東電の本件事故に起因する原子力損害の賠償責任に関して、民法709条が適用されないとの主張について、反論を補充。

(2) 被告東電の ①高度の注意義務がない、②予見可能性がない、③SBO(Station Blackout:原子力施設における全電源喪失)対策に落ち度がない、との各主張に反論を補充。

(3) 被告国の ①国家賠償法上の違法性判断の基本的枠組み、②予見可能性及び被告国が講じてきた行政上の措置、③作為義務の前提としての予見可能性の各主張について、反論を補充。

(4) 被告国の経産大臣の電気事業法上の停止等権限についての主張への反論を補充。

2. 被告東電及び被告国の原子力災害対策に関する責任(事故後の対応)

(1) ①高度の注意義務がない ②事故前の備え・事故後の対応に落ち度がないとの各主張に反論を補充。

(2) 被告国の国賠法の違法性判断の基本的枠組みの主張について反論を補充、及び求釈明事項へ回答。

3. 被告東電及び被告国の損害賠償義務

(1) 被告東電の中間指針等が定める賠償基準の合理性の主張について、反論を補充。

(2) 被告東電の被ばくリスクの許容値関係の主張について、反論を補充。

(3) 原告の従前の損害論の補強と新たに付加する損害(町長としての職務執行に伴う損害等)の主張。

尚、次期期日までに、前記第2、1項の被告東電及び被告国の原発事故の未然防止に関する責任のうち、「(1) 被告東電の平成28年4月13日付準備書面(2)に対する反論」、及び「(4) 被告国の平成28年6月8日付第6準備書面に対する反論」については、準備書面にて主張する予定である。
(佐尾和子 川崎市在住 世話人)

報告集会 古川元晴弁護士 講演

第4回口頭弁論の報告に続いて、古川元晴弁護士による講演が行われた。その内容を報告する。

まず、「上申書の概略説明」として、原告の主張のあり方、基本的な方針について、以下4点を述べた。

1. 基本的に、従前の主張を継続
2. 法的構造の不明確な部分は明らかに、また立証不十分な点は補充する
3. 原告の主張に沿った文書に直す
4. 損害論の見直し、責任論を付け加える
次に、「具体的説明」について述べた。井戸川裁判とは、

被告東電・国の過失責任を問う裁判であり、裁判の核心となるのは「責任」「注意義務」「保護法益」の3点である。

1. 「責任」について

「責任」には、「事故発生前の未然防止上の責任」と「事故発生後の事故防止の責任」があり、この2つの責任問題について、東電・国に課された「注意義務」が、核心的な論点である。

(1) 事故発生前の未然防止の責任

被告東電・国は「この事故は予見できなかった想定外の事故」だと主張するが、政府機関である「新調査推進本部」による地震予測に基づいた津波予測が、既に出されていた。それには「最大15.7mの津波が福島第一原発に押し寄せる」と予測数値が記載されていた。従って「予見する義務及びそれを回避する義務があった」と原告側が主張。しかし、この政府機関が出した地震予測は、陸で起きた地震が福島第一原発でも起きうるという説で、確実ではない。予見する確実危険説として非科学的で、責任はない」と被告側が主張。つまり「確実的危険説」とすると、「まだ確実じゃない事を予見することは、非科学的で責任はない」ということになる。

(2) 事故発生後の事故対応上の責任

注意義務の程度について、高度の注意義務と普通の注意義務のどちらを認めるのか。前述の政府機関が出した「地震及び津波予測」は不可欠な危険であり、「高度の注意義務」を取れば、事故を想定して事前に準備する義務があるはずだが、「普通の注意義務」を取れば「高度の注意義務」は否定されることになる。

(3) 「責任」の論点

経産省大臣には「原子炉の停止の権限」はあるのか。

原発の新設を許可する時は、その時の許可基準に基づいて許可している。ところが、時代と共に科学的知見が高まり、新しい基準になろうがその影響は及ばないと、「既に許可した原発について、停める権限は行政法規にはない」と国は反論している。国民には到底納得のできない主張であるので、適切に対応していく考えである。

2. 「注意義務」について

被告東電・国には「事故の事前防止或いは事故発生上の対応」でどのような「注意義務」が課せられ、その程度は「高度か？普通か？」が論点の具体的内容である。注意義務の程度の考え方としては、「確実危険説」と「合理的危険説」がある。

(1) 「確実危険説」とは、如何なる危険業務についても、普通の注意義務のみ認める考え方。既に起きた事があり、具体的・確実に予測できる危険(確実的危険)についてのみ、責任を問えるということ。つまり、地震・津波は過去に起きても、今後確実に起きると科学的知見が固まっていないと、予見義務がなくなってしまうというのが「確実的危険説」である。

(2) 「合理的危険説」とは、危険業務の性質によっては、高度の注意義務が課せられる場合があると考える。

未だ起きていなくても、起きる可能性が否定できない事について、「合理的・科学的根拠がある危険(合理的危険)」の予見・回避義務を認める。つまり、政府機関が出した地震予測に基づく津波予測は不可避な危険であり、事故が起きることを想定して事前に準備する義務、即ち「高度の注意義務」があるはずである。

3. 「保護法益」について

被告東電・国には、被害者の権利・利益を守る義務が課せられている。主要な論点は、「被ばくをさせられない権利」であり、この根拠となるのが「健康に生きる権利」、いわゆる憲法上の「人格権」である。国は被ばくについて、一般公衆の基準値は「年1msv以下」として、法体制をきちんと作り上げている。しかし事故後、緊急事態を理由に、社会的許容値として基準値を「年20msv以下」に引き上げ、避難指示区域の範囲を決めてしまった。

続いて次のことを述べた。

◆「事故発生後の事故対応上の責任」と「保護法益」との関連

放射能の恐怖・不安から逃れるための国民の権利について、「被ばくから避難する＝自分の命は自分で守る」ことを当然の権利として主張し明確にすることが、住民主体の対応の基礎を作ることとなる。住民が避難する際、適確な情報がなかったことが問題である(スピーディ情報なども含まれる)。情報がなければ住民は逃げない。逃げるにしても、何処にどのような手段を用意するのが、被告に課せられている。

◆「民法」「原子力損害賠償法」「国家賠償法」が掲げる過失

被告は、「緊急事態で社会的許容値が引き上げられたから、損害賠償の責任はない」と主張している。裁判は“法と証拠”によって行われる。この解釈次第で“権利”が認められるならば、裏付ける事実を証拠に問題を進めることができる。例えば、「高度の注意義務」が被告東電・国に課せられているとすると、当然のことながら、被告東電・国は「そんな義務は書いてない。普通の義務だけしかない」と主張する。一旦「普通の注意義務でよい」と解釈すると、「高度の注意義務」で保障されている「確実な危険」「不確実な危険」などを保護する法律がなくなる。つまり、“法と証拠”で主張していく中で、肝心の適用される法がなくなる。それ故「注意義務の程度」「保護法益」における権利、これらが被告側の土俵の上での解釈問題になれば法律は消える。法の解釈が決定的役割を果たすのである。(海辺ウメ子 関東圏在住 世話人)

.....

コラム 一歩一縁(いっぽいちえん)

避難所生活の現実

幾田慎一



皆さん、こんにち。多くの被災者がどんな思いで悲惨な避難生活を過ごしているのか。原発事故は、築き上

げた人生全てを奪ってしまうこと。言葉を尽くしても言い表せない悔しい現実を知って欲しいという思いで、お話をさせていただきます。

旧騎西高校避難所への移動

今回は避難所生活についてです。2011年3月30日から31日にかけて、一時避難の「さいたまスーパーアリーナ」から埼玉県加須市にある「旧騎西高校」避難所へ引っ越し、双葉町行政と共に町民1400名の避難所生活が始まりました。

強制避難の時、ほとんどの町民はバスで移動しました。運転ができなかったり、車にガソリンがなかったりしたからです。この人達は、30日にバスで移動し、各教室に分かれて入室しました。自分たちのように自家用車で避難した人達は31日に移動し、体育館が割り当てられました。広い体育館内では場所取りが始まっていました。幸い早めに着いたので好きな場所を確保できましたが、夕方近くになると、広いと思っていた体育館が短時間で飽きめ状態となり、約300名の人々との生活が始まりました。

体育館での生活

体育館には畳が敷いてあり、1人に畳3枚、自分の家族は3人なので9畳がこれから生活するスペースです。夜、寝る準備をしてふと見ると、隣の人との距離が30cm位しかないのです。凄いでしょ。隣の女の人(自分より年上の女性でした。残念?)は、元学校の先生とのことでした。このような避難生活がこれから何年間続くのか、不安で心が押しつぶされるようでした。

体育館は大勢の人達が生活するので、班を作って班ごとに決め事をし、皆で協力しあうようにしました。自分は4班の班長となり、ゴミ出しや室内の掃除を行いました。

体育館は暖房が無いのでとても寒く、ほとんどの人は毛布が支給されただけで布団もありません。夜は底冷えして、疲れているのになかなか眠れない日が続き、非常に困難極まりない場所でした。しかし、4月下旬に大手家具メーカーさんのご厚意で、布団一式が1人ずつに支給され、やっと温かい布団で安眠できました。あたり前のことなのに、こんなにも嬉しいのは何故なんだろう。

このような中での、赤ちゃんから高齢者まで300人位の共同生活です。環境が変わったせいで夜泣きをする赤ちゃん、イビキの凄い人など色々です。短期間の避難所でしたらそれほどいがみ合いもないと思いますが、365日同じ人達との生活です。毎夜、消灯で真っ暗になって子供の夜泣きが続くと、心無い人がその子供の親に向かって「首を絞めろ」と怒鳴り散らすのです。このようにあってはならない事が起きてしまいます。何が悪いのか、精神が正常でいらなくなっていたのかも知りません。共同生活をしている人達は互いに知らない町民も多く、ましてや知らない土地での生活は不安で、皆さん途方に暮れる心情だったと思います。

避難所は火が使えないので、毎日3食、弁当での食事が続きました。自分は弁当が大好きなんで、3ヶ月位は美味しく食べていました。しかし、おかずは揚げ物が多

く、もったいないのですが、食べられない時もありました。そしてある時、福島県内に避難している町民から、「旧騎西高校の弁当無料は不公平でおかしい」と苦情がきました。災害法で、「避難所では火を使うのは駄目」とうたっているから弁当が支給されるのであって、何も言われることは無いはずなのに、その後なぜか弁当が有料になりました。

何ヶ月か過ぎ、汗ばむ季節になりました。体育館内もだんだんと暑さが増してきて、窓を開ける回数も増えました。体育館のすぐ前がグランドでしたので、風が強い日には砂ぼこりが凄く、少しの風でも砂が舞って畳や毛布の上に積もるので、毎回の掃除は砂ぼこりとの格闘で大変でした。

生物室への引越し

さらに暑さが増して、エアコンが必要になりました。しかし、体育館はエアコンの設置ができないため、空いている生物室に引っ越すことになり、8家族18名で新たな生活がスタートしました。同じ双葉町民でも初めて会った人ばかりですから、気楽に話をするまでには少し時間がかかりました。そしてここでも、子供から高齢者までの生活サイクルを合わせるのに時間がかかりました。生物室には古い冷蔵庫が1台しかなく、夏が近づくと8家族分の食品を入れることは当然無理でした。飲料水に名前を書いて入れておいても、同じ部屋の人に飲まれることが度々ありました。普通の生活では考えられないことです。

一番困ったのはお風呂でした。寒くても暑くてもお風呂は欠かせません。当初はいろんな企業からの支援で銭湯の無料券を頂いて入浴ができ、毎日のことなんで凄く助かりました。

避難所閉鎖

いろいろとありましたが、結局、旧騎西高校避難所は、2013年12月27日、福島県と双葉町に半強制的に閉所され、住民は退所させられました。2年と9ヶ月の共同生活でした。最後まで残っていた人達は高齢者が多く、借り上げアパートに一人で住むと孤立をしてしまうので、せめて集合アパートに一緒に住まいをと双葉町行政に頼みましたが、自分達の気持ちは届きませんでした。

まとめ

全て何も無い状態で始まった旧騎西高校避難所のこと

は、今思い出しても「何でこのような生活をしなくてはならないのか」と、悔しさをいっぱいです。何と言っても、そこは本当は人が住む場所ではないのです。寒くても火を使えず、お湯も出ない。風呂もない。階段が急で、高齢者には昇り降りが大変です。女の人は着替える場所も無い。不自由で虐げられた環境での生活に耐えるしかないのは、本当に悲しいことです。好き好んでこんな場所で生活をしている訳ではありません。誰一人悪いことはしていません。なんで、なんで、こんなことが？

弁当の不公平感など、いろんな町民のストレスの矛先が違う気がしてなりません。このようなことは全て東京電力福島第一原発の事故が原因であると思います。

そんな中、旧騎西高校避難所では全国からの支援物資や食事の炊出しやイベントなど、多くの人達に助けられました。途方にくれている自分達に、全国の皆さんが本当に勇気と心の支えを下さいました。

着のみ着のままで避難して来て、初めての土地での異常な生活も、5年と7か月が過ぎようとしています。今、普段の生活を送ることができている家族は何家族ぐらいいるのだろうか。知人もなく、右も左も解らない全く見知らぬ土地に家を建て、何事もないように生活をしているように見えても、多くの町民は心の中に双葉町への思いを色濃く残しながらの生活なのです。

多少不便さはありますが、加須市にも慣れてきました。しかし、やはり自分自身の気持ちには、まだわだかまりがあります。個人差はあれ、自分自身は何時になったら心が晴れるのか分かりません。「避難をする、避難所生活をする、放射能に対する恐怖、命を守る、故郷を守る、家族を守る」なんでこのような言葉を発しなければならぬのか。今、自分達と同じ原発事故を起こすかも知れない原発を再稼働しようとしている国、東京電力、そして立地自治体に対して、凄く憤りを感じています。私達がこのような悲惨な体験をしているのにもかかわらず、何故その体験を生かすことができないのでしょうか。自分達が普通の生活に戻れるのは何年、何十年、何百年先ですか？自分の気持ちとしては、自分らしく生きて証しを残したいと思っています。(加須市在住双葉町民 世話人)

傍聴に来て
ください！

ご案内

▼井戸川裁判(福島被ばく訴訟) 口頭弁論期日
平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

第5回 2017年 1月18日(水) 10時開廷

第6回 2017年 3月22日(水) 10時開廷

場 所：東京地方裁判所103号法廷(大法廷)

問合せ：080-4865-3159(事務局 稲垣)

第4回口頭弁論・報告会・講演・上申書資料については、下記HPをご覧ください。関連の訴訟団体のリンクもございます。

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会HP
<http://idogawasupport.sub.jp/index.html>

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」では会員を募集しております。皆様のお力が原告の支えになります。また、寄付によるご支援も歓迎いたします。何卒よろしく願いいたします。

入会を希望される方は、郵便振替用紙に以下の事項を記入の上、年会費1000円をお振込ください。

・通信欄：振込の名目「会費」「寄付」など
・郵便番号・住所・氏名・電話番号・メールアドレス

口座番号：00110-6-361267

口座名義：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会